

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外非常用ディーゼル発電機（1B）燃料移送ポンプ用電源ケーブルの交換作業において、ピット内に別途布設されている2本のケーブル被覆に亀裂が認められたため、当該負荷を特定しケーブルを交換	C	
2	2号機	高圧注水系蒸気ドレン配管他修理工事の作業期間延長手続きにおいて、放射線作業計画書の承認不備（作業主管G及び放射線・化学管理G）が認められたため、当該計画書の承認及び対応検討	C	
3	2号機	ドライウェル除湿冷却系局所空調機温度調節用冷水バイパス配管の保温材下部において、結露水の滴下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	原子炉建屋（5階）天井クレーン電源ボックス扉において、施錠部の一部破損が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（ACH3-3）点検時、ファン（A）羽根車取付部及びシャフトの嵌合部に許容値外れが認められたため、当該シャフトを交換	D	
6	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用冷却ポンプ（A）点検時、ポンプシャフト（主動側）及びカップリング内径の嵌合部に許容値外れが認められたため、当該カップリングを交換	D	
7	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）吸込弁開閉状態表示灯用リミットスイッチ回路において、地絡が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
8	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット漏えい検出器の継手部（2箇所）において、微少の窒素ガスリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	5号機	所内ボイラ冷却水タンク用レベルスイッチ点検時、内部接点に動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを交換	D	
10	5号機	廃棄物処理建屋モータコントロールセンタ（5A-3G）点検時、ユニット2次断路部端子台に一部破損が認められたため、当該端子台を修理	D	
11	5号機	廃棄物処理建屋モータコントロールセンタ（5A-6A）点検時、ユニット用盤裏動力側端子台に一部破損が認められたため、当該端子台を修理	D	
12	5号機	廃棄物処理建屋モータコントロールセンタ（5A-12F）点検時、ユニット2次断路部端子台に一部破損が認められたため、当該端子台を修理	D	
13	6号機	空調換気系非常用電気品室空調暖房用蒸気コイル温度調整弁の点検において、グランドリークが認められたため、当該部を修理	D	
14	6号機	廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過器のドレン弁において、動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備裁断機において、鉄材混入による過負荷トリップが認められたため、当該裁断機を点検・修理	D	
16	集中環境施設	プロセスモニタ機能検査の検査成績書確認時、一部の検査体制図の記載漏れが認められたため、当該成績書を差替及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで